

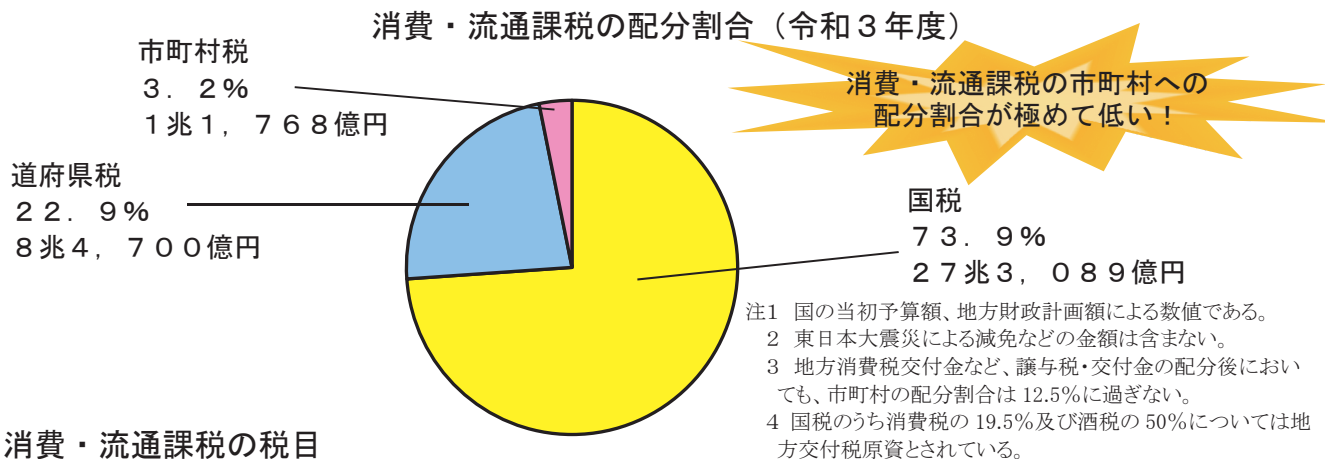
1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市税源であるが、市町村への配分割合は3.2%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市的税目であるため、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。



消費・流通課税の税目

国 税	道府県税	市町村税
消費税、酒税、たばこ税 揮発油税、地方揮発油税（*） 石油ガス税（*） 航空機燃料税（*）、石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税（*） 国際観光旅客税 関税、とん税、特別とん税（*） たばこ特別税	地方消費税（※） 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税（※） 軽油引取税（※） 自動車税（※） 鉱区税 狩猟税	軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 入湯税

注（*）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。
 （※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

2 所得課税の充実（個人住民税）

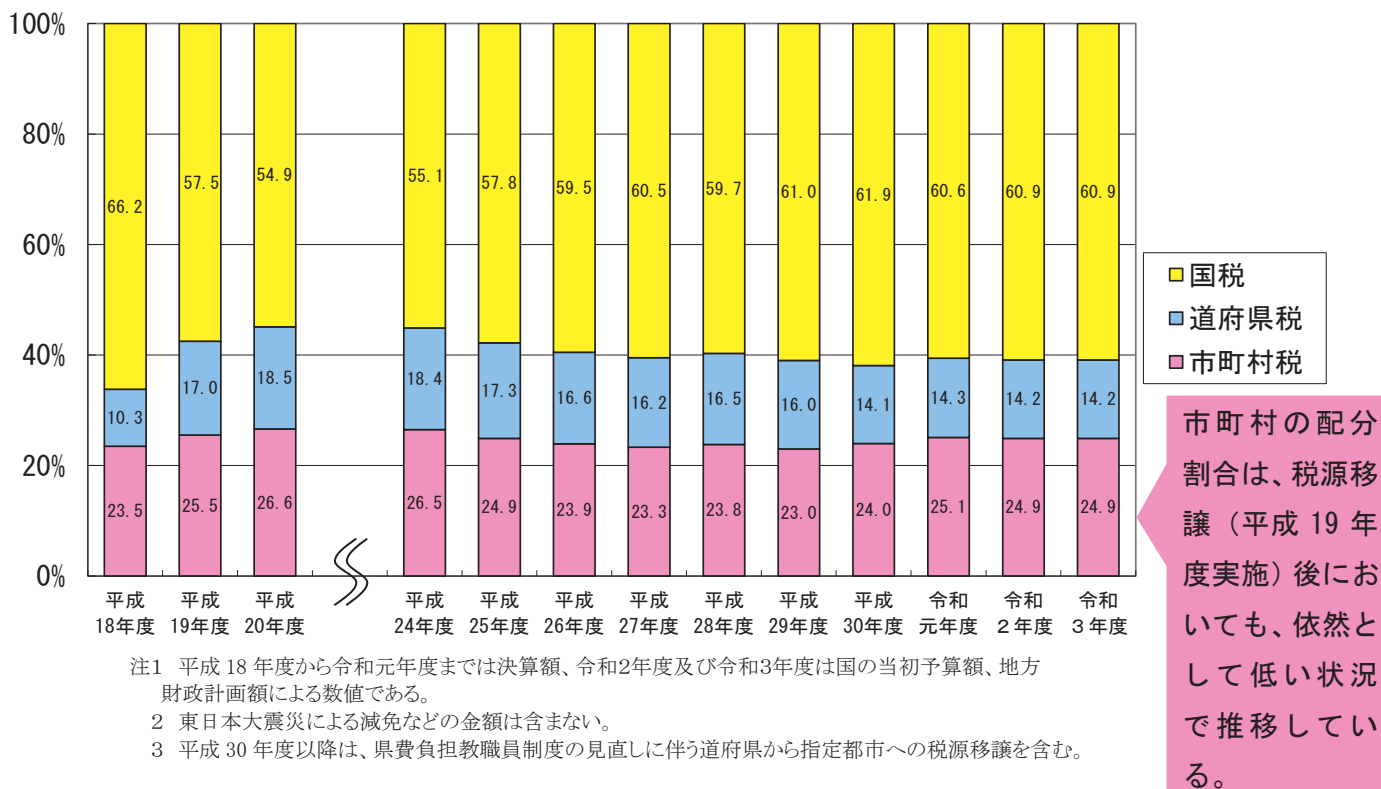
市町村の基幹税目であり、収税の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として市町村の配分割合は低い状況で推移している。

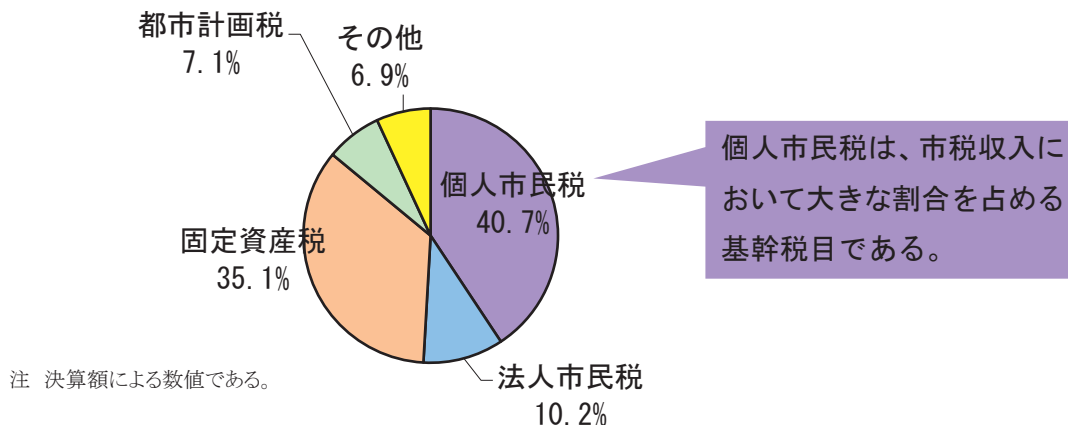
したがって、個人住民税は、市町村の基幹税目であり、収税が安定していることを考慮し、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

個人所得課税の配分割合の推移（平成18年度～令和3年度）



注1 平成18年度から令和元年度までは決算額、令和2年度及び令和3年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
 注3 平成30年度以降は、県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲を含む。

指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合（令和元年度）



3 所得課税の充実（法人住民税）

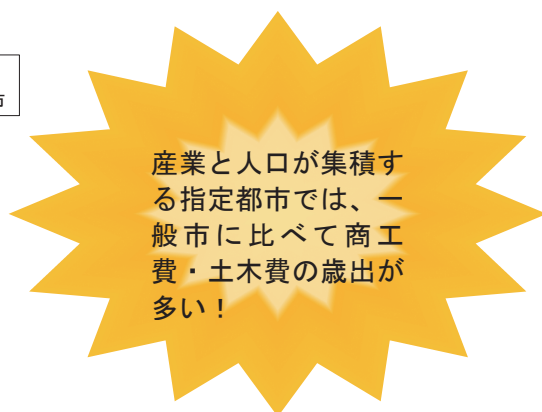
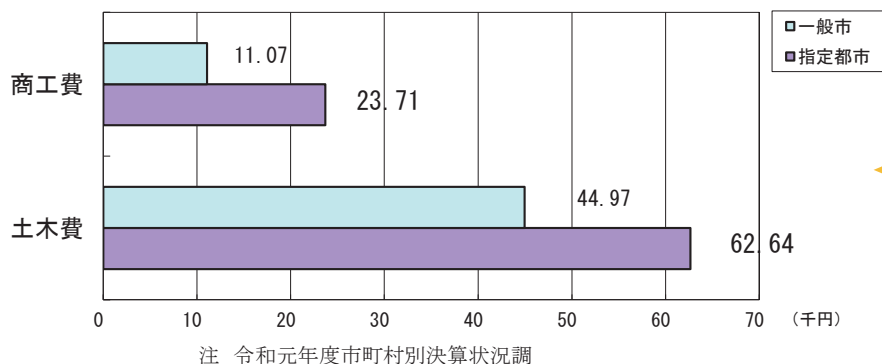
都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。

法人は、市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、4.5%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分の是正により、その配分割合の拡充を図る必要がある。

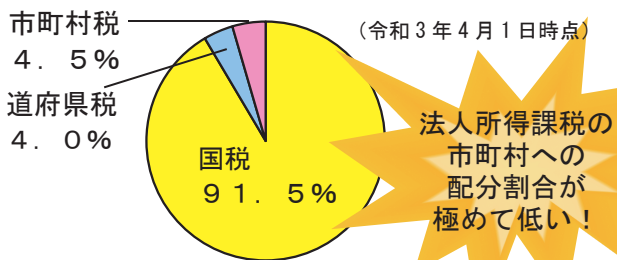
なお、法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。その一方で、地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

もとより、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

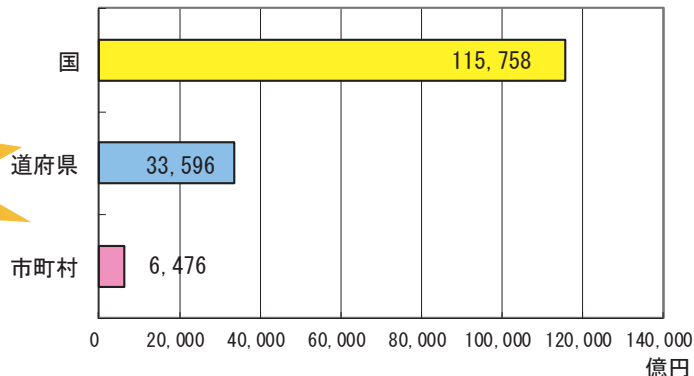
法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



法人所得課税の配分割合（実効税率）



法人所得課税の収入額（令和3年度）



注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。

4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 国は法人税、地方法人税及び特別法人事業税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。

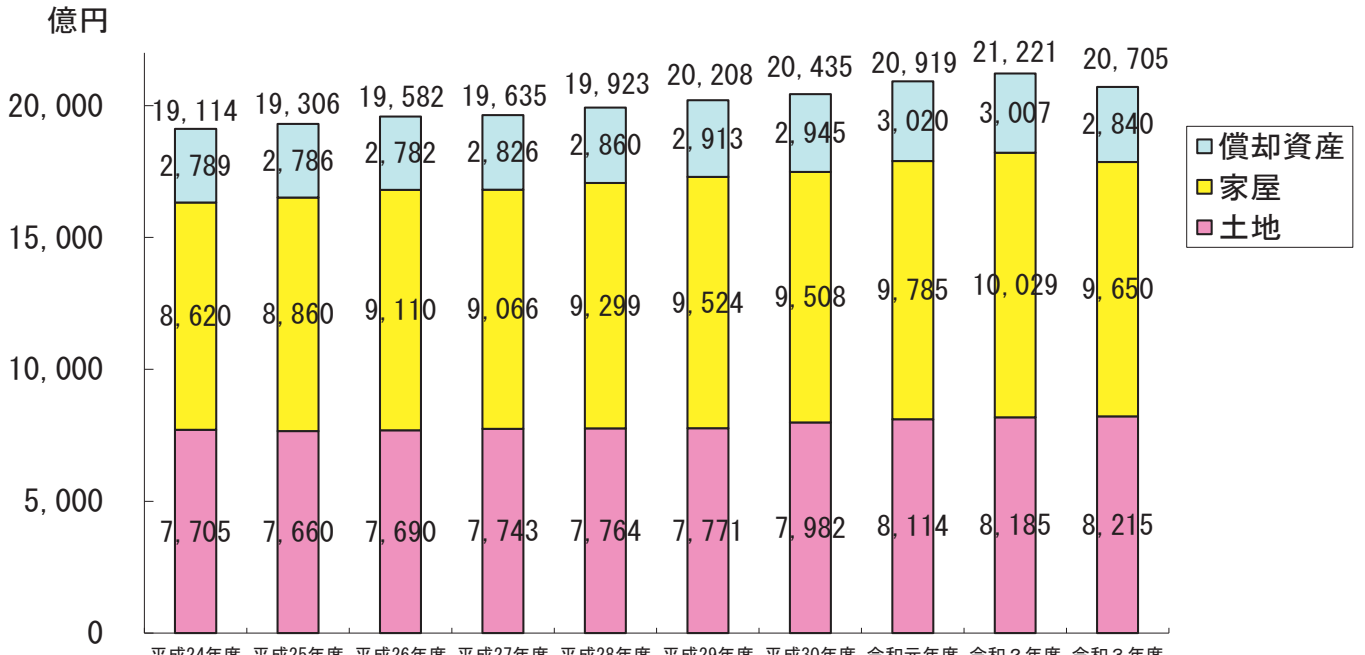
3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

4 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等として、売上が減少した中小事業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置や、令和3年度評価替えに伴い負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置等が講じられたが、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであり、固定資産税の軽減措置等を用いないこと。
- (3) 償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すること。
- (4) 土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

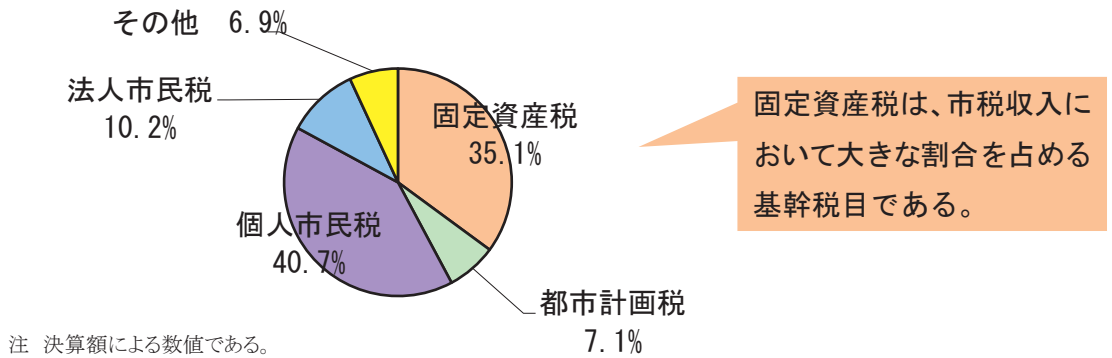
- (1) 固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等として、売上が減少した中小事業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置や、令和3年度評価替えに伴い負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置等が講じられたが、これらはいくまで臨時かつ異例の措置であり、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであって、固定資産税の軽減措置等を用いるべきではない。
- (3) 償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆8,000億円に上る貴重な安定財源となっている。その廃止・縮減を行うことは市町村財政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことになることから、本制度は堅持すべきである。
- (4) 土地の負担調整措置については、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる必要がある。

指定都市における固定資産税収の推移（平成24年度～令和3年度）

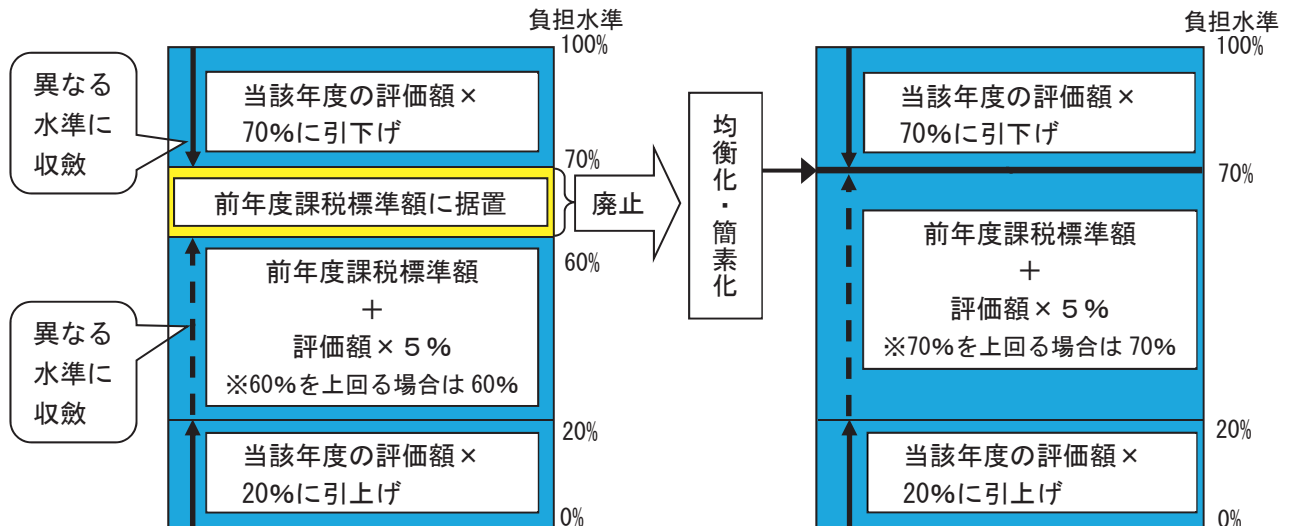


注1 平成24年度から令和元年度までは決算額、令和2年度及び令和3年度は各市の当初予算額による数値である。
 注2 評価替え年度は、平成24、27、30、令和3年度である。

指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合（令和元年度）



【参考：負担調整措置の仕組み（商業地等）】



5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や法人市民税(均等割)等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。

したがって、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税 昭和 39 年度から 58 年間据置

区分	税率
入港ごと	20 円/ト
一時納付 (1 年分)	60 円/ト

注 特別とん税は国税だが、その収入の全額が開港所在市町村に譲与される。

法人市民税 (均等割) 昭和 59 年度から 38 年間据置

資本金等の額	従業者数 50 人以下	従業者数 50 人超
50 億円超	41 万円	300 万円
50 億円以下	41 万円	175 万円
10 億円以下	16 万円	40 万円
1 億円以下	13 万円	15 万円
1 千万円以下	5 万円	12 万円
公益法人など	5 万円	

注 従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

事業所税 昭和 61 年度から 36 年間据置

区分	税率
資産割	600 円/㎡

注 据置年数については、導入初年度を参入している。

個人市民税 平成 8 年度から 26 年間据置

区分	税率
均等割	3,000 円

注 平成 26 年度から令和 5 年度までは臨時特例により 3,500 円である。

6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお見直しが不十分な状況にある。

したがって、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすものなどについては、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

その際には、住宅ストックが量的に充足している現状などを踏まえて新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、特に、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的に見直しを行う必要がある。

地方税法における固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等による減収見込額
(令和元年度)

(単位：億円)

減収見込額	▲2,464
うち新築住宅に係る税額の減額措置	▲1,020

注 地方税法第758条第2項の規定に基づき国会に提出されている「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」を基に、固定資産税は税率1.4%、都市計画税は税率0.3%を用いて算出した減収見込額である。

1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下国の支出金という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

国庫支出金対象事業における指定都市の主な超過負担（令和3年度予算）

(単位:億円)

事業	総事業費 ①	単 独 事業費 ②	あるべき 補助基本額 ③	補助基本額		超過負担 ⑤ (③-④)	左に対するある べき補助金 ⑤×各補助率
				④	④/③		
保育所等運営費	6,417	359	6,058	5,337	88.1%	721	363
障害者自立支援 給付費	6,272	115	6,157	5,921	96.2%	236	125
小・中学校 校舎建設費	270	52	218	163	74.8%	55	22
小学校	213	48	165	128	77.6%	37	17
中学校	57	4	53	35	66.0%	18	5
小・中学校 屋内運動場建設費	55	12	43	26	60.5%	17	8
小学校	42	11	31	19	61.3%	12	6
中学校	13	1	12	7	58.3%	5	2
合 計	13,014	538	12,476	11,447	91.8%	1,029	518

- 注1 補助基本額及び国庫支出金については、令和3年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。
 2 保育所等運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。また、単に各市の政策的判断により継ぎ足して実施した事務事業に係る経費については単独事業扱いとする。
 3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含まない。

2 地方債制度の充実

- (1) 令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債については、長期的な視点で計画的に対策が進められるよう、恒久的な措置とするとともに、公用施設も対象とすること。
- (2) 地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、安定的に確保するとともに、補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

- (1) 都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、特に大都市にとっては公債費が多大な負担となっており、今後老朽化施設の維持管理・修繕・更新などのほか、昨今の大規模災害を教訓として災害に備えることも急務であるため、更に財政的な負担が増す見込みである。

こうした現状を踏まえ、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債については、長期的な視点をもって、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを行う必要があることから、時限措置でなく、恒久的な措置とすべきである。また、区役所や消防署などの公用施設についても、災害対策等において重要な役割を担うことから対象とすべきである。

- (2) 将来の公債費負担の軽減を図るため、地方債のうち公的資金について、貸付金利の設定を全て小数第3位へ引き下げるなど、負担軽減に寄与する借入条件の改善及び安定的な資金量の確保を図るべきである。

また、補償金免除繰上償還については、利率が5%未満の残債についても対象とするなど、要件の緩和を図り、改めて実施すべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

公的資金の利率別借入残高の構成比（令和2年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計）

